



軽自動車税～登録・廃車手続など～
(練馬区ホームページ)

「軽自動車税種別割」は、令和8年度から「軽自動車税」へ名称変更しました。

1 対象車両および納税義務者

- 対象車両 原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車等
 - 納税義務者 4月1日現在、対象車両を所有している個人および法人に課税されます。毎年5月に納付書をお送りします。
 - 納期限 5月末日(月割課税制度はありません)。
※納期限が土・日・祝休日の場合は、そのつぎの開庁日が納期限となります。
 - 納付方法
 - ①窓口での納付
 - ②スマートフォンによる納付
 - ・モバイルレジアプリ
 - ・電子マネー
 - ③ペイジーによる納付
 - ④地方税統一QRコードによる納付 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
 - ・地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」を利用し、インターネットバンキング、クレジットカード、電子マネー等で納付できます。
 - ・納付書に印刷されているeL-QRを読み取る、または地方税お支払サイトでeL番号を入力することでお支払いできます。詳細は以下の地方税お支払サイトをご覧ください。
- ※「地方税お支払サイト」は令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称が変更される予定です。

地方税お支払サイト



※①～③については、住民税の納付方法と同様のため、40～43頁をご参照ください。



安全運転としっかり装備で自分の命を守りましょう



- ◎**運転は あごひもしめて 気もしめて**
二輪車乗車中事故死亡者のうち約3割はヘルメットが脱落しています。ヘルメットのあごひもは命綱！きつく、きちんとしめましょう。
 - ◎**安心を つけて走ろう プロテクター**
二輪車乗車中事故死亡者のうち約4割は胸・腹部が致命傷となっています。無防備な胸・腹部をプロテクターでしっかり守りましょう。
- 担当：交通安全課安全対策係 ☎03-5984-1309

2 車両の登録・廃車申告手続

軽自動車税の対象車両のうち、練馬区で登録・廃車申告手続ができるのは、原動機付自転車（125cc以下のバイク、ミニカー、特定小型原動機付自転車）・小型特殊自動車のみです。練馬区の標識は、それぞれ番号順に交付しています。

税務課税証明・軽自動車税担当および石神井区民事務所で手続ができます。

(1) 登録（窓口での手続）

手続内容	申告に必要なもの ^{※1}					
	販売証明書	廃車申告受付書 ^{※2}	譲渡証明書 ^{※3}	旧標識	標識交付証明書 ^{※2}	本人確認書類
新規登録	○					○
譲渡	廃車済	○	○			○
	未廃車		○	○	○	○
転入	廃車済	○				○
	未廃車			○	○	○

※1 特定小型原動機付自転車として登録する場合は、条件を満たすことがわかる資料をお持ちください。

※2 廃車申告受付書・標識交付証明書は、旧標識を交付した自治体で交付したものです。

※3 譲渡証明書は、譲渡人の住所・氏名、対象車両の車台番号を明記してください。

(2) 廃車（窓口および郵送での手続）

手続方法	申告に必要なもの				
	標識 ^{※1}	標識交付証明書	本人確認書類	廃車申告書 ^{※2}	返信用封筒（要切手）
窓口	○	○	○	○	
郵送	○	○		○	○

※1 標識(ナンバープレート)を紛失した場合は、標識1枚につき弁償金(200円)が必要です。郵送の場合は、郵便局で定額小為替を購入し、何も記入せず、半券は切り離さず同封してください。(送付先は56頁参照)

※2 廃車申告書は、窓口にあります。練馬区ホームページからもダウンロードできます。

(3) オンラインでの手続

車両の登録・廃車申告がオンラインでできます。

登録は、個人の方が販売店より新規購入した125cc以下の原付バイク（特定小型原動機付自転車を含む）および小型特殊自動車の申告に限ります。

廃車は、弁償金を伴わない申告に限ります。

※マイナンバーカードが必要です。

※法人または代理人による申告はできません。

登録・廃車オンライン手続
(練馬区ホームページ)



●必要なもの

- ・マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン
- ・署名用電子証明書（暗証番号は6～16桁、英数字混在）が格納されたマイナンバーカード
- ・xID（クロスアイディ）アプリ
- ・郵送料（登録：レターパックライト代430円、廃車：通常料金110円）
- ・登録：販売証明書（特定原付の場合は、条件を満たすことがわかる資料も必要）
廃車：標識および標識交付証明書

※住所・氏名などに変更があった場合は、マイナンバーカードおよびxIDの更新手続が必要です。

※郵送料はクレジットカードまたはPayPayでお支払いください。

●申告の流れ

- ① 申告フォームに必要事項を入力の上、必要書類を添付して申告をしてください。廃車申告の方は、申告後、標識を下記送付先にお送りください。
- ② 申告後すぐに「仮申告完了のご案内」のメールが送信されます。
- ③ 受付完了後、税務課から「お支払い内容確定のご案内」のメールを送信します。
- ④ 「お支払い内容確定のご案内」のメールに記載されているURLにアクセスし、クレジットカードまたはPayPayで決済してください。
- ⑤ 「お支払い手続き完了のご案内」のメールが送信されます。
- ⑥ 決済日の翌開庁日までに、登録の場合は標識および標識交付証明書、廃車の場合は廃車申告受付書を郵便で申告者の住民登録地宛に発送します。

※郵送料の決済後は、キャンセルができませんのでご注意ください。

※領収書は発行されません。

●申告フォーム

登録申告フォーム(外部サイト)
xIDアプリのインストールも
こちらからできます。



このコードは、標準カメラアプリで
読み取ってください。

廃車申告フォーム(外部サイト)
xIDアプリのインストールも
こちらからできます。



このコードは、標準カメラアプリで
読み取ってください。

●送付先 〒176-8501 練馬区役所 税務課 軽自動車税担当

(4) 代理人申告の場合

代理人が登録および廃車等の手続を窓口で行う場合、本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。詳しくは、税務課税証明・軽自動車税担当までお問い合わせください。(65頁参照)

3 軽自動車税の納税証明書

令和7年4月から、軽自動車・二輪の小型自動車の車検（継続検査）の際に、検査窓口での軽自動車税納税証明書の提示が原則不要になりました。

(1) 窓口での交付申請

交付場所	交付時間 (年末年始を除く)	証明書の種類 および手数料
税務課または 区民事務所 (練馬区民事務所除く)	平日 午前8時30分～午後5時	
練馬区役所西庁舎1階 休日・夜間窓口 (要予約)	<ul style="list-style-type: none">◆平日夜間に受け取る場合 <予約受付> 交付希望日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 午後5時～翌日午前8時30分◆土・日・祝休日に受け取る場合 <予約受付> 直前の開庁日の午前8時30分～午後5時 <受け取り> 土・日・祝休日 終日(24時間)◆予約先 税務課 税証明・軽自動車税担当 ☎ 03-5984-4536 ・来庁する方が、事前に電話で予約してください。◆受け取れる方 ・「本人」または「練馬区に同一世帯として 住民登録している親族」に限ります。	<ul style="list-style-type: none">◆車検（継続検査）用 手数料無料 (過去に未納がないことを証明)◆一般用 手数料 1通 300円 (申請された年度の納 付済みの税額を証明)

● 交付申請に必要な書類

納税義務者 本人の申請	マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類（50頁参照）
代理人申請	・ 代理人の運転免許証等の本人確認書類（50頁参照） ・ 納税義務者からの委任状（納税義務者が自署した原本）または自動車検査証（車検証）※車検証は写しでも可

(2) 郵送での交付申請

郵送で証明書の交付を受けられます。申請の際は10日程度の余裕をもって申請してください。

● 必要なもの（4点）

- ・ 軽自動車税納税証明書交付申請書
- ・ 返信用封筒（送付先の住所と氏名を記入し、返信用切手を貼ったもの）
- ・ 住民登録地が記載された本人確認書類の写し（50頁参照）
ただし、代理人が申請する場合のみ、車検証の写しも必要です。
- ・ 手数料（1通につき300円、郵送請求キャッシュレスサービスによりお支払いいただくか、郵便局で定額小為替を購入して同封してください。）

※使用目的が車検（継続検査）用の場合は、手数料は無料です。

※郵送請求キャッシュレスサービスは、クレジットカードでお支払いください。

郵送請求キャッシュレスサービスについて
(練馬区ホームページ)



※定額小為替は、何も記入せず、半券は切り離さず同封してください。

※生活保護受給中または中国残留邦人等支援法に基づき支援給付受給中の方は、手数料が免除になります。生活保護受給証明書の写しまたは中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証の写しを同封してください。

● 交付申請書の書き方

便せん等に以下の①～⑩を記入してください。

申請書の様式は、練馬区ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 標識番号
- ② 氏名・フリガナ
- ③ 現住所
- ④ 電話番号
- ⑤ 定置場（車検証上の“使用の本拠の位置”）
- ⑥ 使用目的（「車検（継続検査）用」またはその他の使用目的）
- ⑦ 必要な年度（車検（継続検査）用以外の場合のみ）
- ⑧ 必要な通数
- ⑨ 申請者の氏名・住所・電話番号（代理人が申請する場合のみ）
- ⑩ 請求番号（郵送請求キャッシュレスサービスを利用する場合のみ）

● 送付先 〒176-8501 練馬区役所 税務課 軽自動車税担当

(3) オンラインでの交付申請

証明書をオンラインで申請できます。

オンラインでの軽自動車税
納税証明書の交付申請
(練馬区ホームページ)



●オンラインで申請できる方

マイナンバーカードをお持ちで、練馬区に定置場のある車両の納税義務者（法人または代理人によるオンライン申請はできません。窓口または郵送でご申請ください。）

●手数料および郵送料

- ・ 車検（継続検査）用納税証明書は、郵送料のみ（証明書の手数料は無料）
- ・ 一般用納税証明書は、1通につき300円の手数料と郵送料

●必要なもの（4点）

- ・ マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン
- ・ 署名用電子証明書（暗証番号は6～16桁、英数字混在）が格納されたマイナンバーカード
- ・ クレジットカードまたは PayPay アプリ
- ・ xID（クロスアイディ）アプリ
- ※住所・氏名などに変更があった場合は、マイナンバーカードおよび xID アプリの更新手続きが必要です。
- ※一般用納税証明書の手数料（1通につき300円）と郵送料はクレジットカードまたは PayPay でお支払いください。

●申請の流れ

- ① 申請フォームに必要事項を入力して申請をしてください。
 - ② 申請後すぐに「仮申請完了のご案内」のメールが送信されます。
 - ③ 申請した日の翌開庁日までに、税務課から「お支払い内容確定のご案内」のメールを送信します。
 - ④ 「お支払い内容確定のご案内」のメールに記載されている URL にアクセスし、クレジットカードまたは PayPay で決済してください。
 - ⑤ 「お支払い手続き完了のご案内」のメールが送信されます。
 - ⑥ 決済日の翌開庁日までに、証明書を郵便で申請者の住民登録地宛に発送します。
- ※手数料および郵送料の決済後は、キャンセルができませんのでご注意ください。
- ※領収書は発行されません。
- ※他の市区町村に定置場があるなど証明書を発行できない場合や「お支払い内容確定のご案内」のメール送信後7日以内にお支払いが完了しない場合は、申請却下のメールをお送りします。

●申請フォーム

申請フォーム（外部サイト）
xID アプリのインストールも
こちらからできます。



このコードは、標準カメラアプリで読み取ってください。



(1) 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税額 (年税額)

車 両 区 分		税額 (年額)
原 動 機 付 自 転 車	(1) 総排気量が50cc 以下または 定格出力が0.6kW 以下のもの ((3)を除く)	2,000円
	(2) 総排気量が50cc 超え90cc 以下または 定格出力が0.6kW 超え0.8kW 以下のもの ((3)を除く)	2,000円
	(3) 総排気量が125cc 以下かつ 最高出力が4.0kW 以下のもの*	2,000円
	(4) 総排気量が90cc 超え125cc 以下または 定格出力が0.8kW 超え1 kW 以下のもの ((3)を除く)	2,400円
	(5) ミニカー	3,700円
二 輪 の 軽 自 動 車	総排気量が125cc 超え250cc 以下のもの (側車付含む)	3,600円
二 輪 の 小 型 自 動 車	総排気量が250cc を超えるもの	6,000円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
雪 上 車	総排気量660cc 以下のもの	3,600円
被 け ん 引 車	ボートトレーラー等	3,600円

※令和7年4月1日から、原動機付自転車に新たに追加されました。

(2) 三輪以上の軽自動車の税額 (年税額)

最初(新車)の新規検査を受けた時期や排出ガス性能等により、適用される税額が異なります。

「最初(新車)の新規検査を受けた時期」とは

最初(新車)の新規検査を受けた時期は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」で確認できます。

番号○○○○○○○		自 動 車 検 査 証			令和○年○月○日	軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
練馬●●●あ●●●●	令和 年 月 日	令和 年 月 日				幅	高さ
車台番号	乗車定員	最初(新車)の新規検査を受けた時期					
車名	型式					原動機の型式	

①グリーン化特例（軽課）適用外の税額（年税額）

車両区分		初度検査年月	平成25年3月以前*	平成25年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月以降
四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円
三輪			4,600円	3,100円	3,900円

※最初（新車）の新規検査を受けてから13年を経過した車両は、環境保全の観点から税額を重くする制度（重課）が適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車および被けん引車の各車両は対象外です。

②グリーン化特例（軽課）適用の税額（年税額）

令和7年4月から令和8年3月までに最初（新車）の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能および燃費性能の優れた車両※は、環境保全の観点から税額を軽くする制度（軽課）が初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度に限り適用されます。

なお、区が自動車検査証（車検証）の情報に基づき軽自動車税を軽減しますので、軽減のための手続は不要です。

車両区分			電気軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車など 平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車
			天然ガス軽自動車 平成30年排出ガス規制適合車 または 平成21年排出ガス基準 10%以上低減達成車	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準を 90%達成した車両
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	—
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物	自家用	1,300円	—
		営業用	1,000円	—
三輪	乗用	営業用	1,000円	2,000円
	その他		1,000円	—

※各車両の排出ガスおよび燃費性能基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。